



# 長野県報

6月12日(木)  
平成26年  
(2014年)  
第2580号

## 目 次

### 告 示

|  |   |
|--|---|
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）            | 1 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課） | 2 |
| 自然公園法に基づく公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧（自然保護課）                            | 2 |
| 保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）                                       | 2 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の変更（砂防課）                            | 3 |
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）                          | 3 |
| 平成27年度長野県立中学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）                                     | 3 |

### 公 告

|  |    |
|--|----|
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働課）                 | 3  |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）                  | 4  |
| 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室） | 4  |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課サービス産業振興室）  | 5  |
| 特定調達契約に係る一般競争入札（契約・検査課）                      | 6  |
| 一般競争入札（道路管理課）                                | 8  |
| 一般競争入札（2件）（河川課）                              | 9  |
| 住民監査請求の監査結果の公表（監査委員事務局）                      | 11 |

## 告 示

### 長野県告示第302号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地          | 指定した年月日   |
|---------|----------------|-----------|
| 須坂まい薬局  | 須坂市大字須坂中町178-9 | 平成26年6月1日 |
| 中込のぞみ薬局 | 佐久市中込3568-92   | 平成26年6月1日 |
| 山寺薬局    | 伊那市山寺2462-9    | 平成26年6月1日 |

保健・疾病対策課

**長野県告示第303号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

精神通院医療

| 変更前の医療機関の名称及び所在地                  | 変更後の医療機関の名称及び所在地             | 変更した年月日   |
|-----------------------------------|------------------------------|-----------|
| 医療法人ミヤシタ内科神経科宮下医院<br>須坂市大字高梨260-5 | 医療法人ミヤシタ宮下医院<br>須坂市大字高梨260-5 | 平成26年4月1日 |

保健・疾病対策課

**長野県告示第304号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び松本地方事務所並びに松本市役所において縦覧に供します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

| 名 称    | 事 業 地 の 位 置              |
|--------|--------------------------|
| 美鈴湖運動場 | [区域]<br>松本市大字三才山字本郷山美鈴湖畔 |

自然保護課

**長野県告示第305号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡小谷村大字北小谷字ミノケ4772、4773、字下りと4774、4775、字向平5102の3、5103のロ、5112から5115まで、5118のイ、5119、5120、字ソタムネ前平5121から5124まで、5125のロ、5126から5128まで、字直路前平5129から5131まで、5133のイ、5133のロ、5133のハ、5135の1、5135の2、5136のイ、5136のロ、5137から5150まで、5151の1、5151の3、5151の4、5152のロ、字ソダ峯5153、5154、5155の1、5155の2、字笹原5969から5974まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第306号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字高府字堰入1227の1、1232の1、1233の1、1233の2、1235、1236の1、1236の2、1237の1、1237の2、1239の1、1239の2、1240の1、1240の2、1241の1、1241の2、1243、1244、1253の2、1254の1、1254の2、字松木山1198から1211、1213、1216、1217、1219の1、字夏和裏山1782、1783、1784の1、1784の2、1793の2、字夏和西1350、1358の2、1359の2、字塙畠1149の2、1150の2、1151の2、1168の1から1168の3まで、1168の5、1169、1171から1177まで、1179、1180、1181の1、1181の2、1182から1185まで、1186の1、1186の2、1187

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林  
づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

高校教育課

### 長野県告示第307号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第6項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の一部について指定を変更します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を変更する区域の名称

小中尾8

- 2 一部について指定を変更する区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課



### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成26年5月29日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リ・エイド

- 3 代表者の氏名

渡邊尋

- 4 主たる事務所の所在地

伊那市仙美7869番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、この地域における在宅の高齢者、障害者及びその支援者で手助けを必要としている人に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

### 公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成26年6月12日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日

平成26年6月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パンセの会

- 3 代表者の氏名

唐澤浩

- 4 主たる事務所の所在地

伊那市中央6442番地3

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者など社会的弱者に対して、地域

### 長野県教育委員会告示第2号

平成27年度長野県立中学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

平成26年6月12日

長野県教育委員会

- 1 要綱の名称

平成27年度長野県立中学校入学者選抜要綱

- 2 要綱の内容

砂防課